消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて別紙のとおり提出する。 平成16年 月 日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

協議項目	23.消防団の取扱い	- 調整の内容(案)	・消防団については、現行のまま新市に移行する。
関係項目		INJ.E.* 71 1/11 (宋)	* 何妙団については、先行のまま利用で移行する。

調整の内容説明

消防団の組織

・消防団の組織については、団長以下現行のまま新市に移行する。 (10消防団本部、64分団体制)

連絡調整役として、団長の互選により統括団長・副統括団長・津及び久居方面団長 を設ける。ただし、消防組織法上の権限は有しない役職とする。

- ・その他の事項については、津市の例により調整する。
- ・合併後の団員定数は2,287人とする。(現行10市町村団員定数合計2,287人)

消防団員の報酬

- ・団員の報酬については、現行10市町村の現行予算枠の範囲内で加重平均をもとに 調整し、新しい制度を制定する。ただし、5年間の激変緩和措置を設け段階的に調 整し、急激な報酬額変更に対応する。
- ・費用弁償については、現行10市町村の現行予算枠の範囲内で加重平均をもとに調整し、新しい制度を制定する。
- ・退職報償金及び公務災害補償については、津市の例により調整する。

先進地事例

(1) いなべ市

消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。

(2)南アルプス市

消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は地域の特殊事情によるものを除き、統一することを基本に関係者の協議調整を踏まえて決定する。また、個々の事業計画については、現状を基本に新市の消防計画を策定する際、必要に応じ調整する。

(3)山県市

消防団については、合併時に統合する。

高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継 ぐものとする。

組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐもの とする。

任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

(4)さぬき市

消防団は、合併時に統合する。

分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

(5)静岡市

消防団については、当面現行のとおりとする。 ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合併時に統一する。

(6)周南市

消防団員の定員、任期、定年

新市に移行後、速やかに調整する。

消防団組織

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。